

長建協発第235号  
平成22年9月17日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

#### 再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

再生砕石の材料となるコンクリート塊等の取扱いについては、建築物等の解体工事、産業廃棄物の運搬及び処分等のそれらを取り扱う各段階において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等の関係法令により規定されております。

しかしながら、昨今、石綿を含む建設資材廃棄物が混入した再生砕石が使用されている事案が発覚したことから、全建を通じ厚生労働省労働基準局安全衛生部長、国土交通省建設流通政策審議官、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長の三省より再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底等について別添のとおり周知徹底依頼がまいっておりますので、引き続き関係法令等の遵守に努めていただきますようお願い申し上げます。